

海外から、お土産等を国際郵便や

国際宅配便で送られる方へ

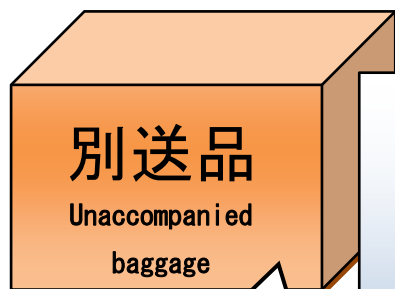
海外旅行先で買ったお土産などを、国際郵便や国際宅配便でご自分宛てに送る場合は、帰国時の税関検査の際に別送品申告の手続きを忘れずに行ってください。

この手続きを忘れると別送品の免税が受けられません。

また、ご自分宛に送る郵便物や宅配便の外装やインボイスに「別送品」又はUnaccompanied baggageと記載していただくよう、お願いいたします。

なお、別送品を取り扱わない宅配便会社もありますのでご注意ください。

購入時



INVOICE

別送品
Unaccompanied
baggage

外装やインボイスに「別送品」又は「Unaccompanied baggage」と記載してください。

帰国時

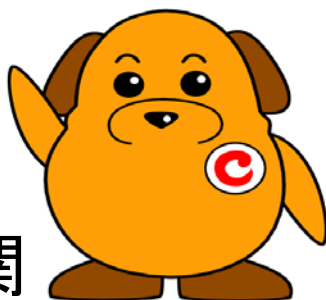
[携帯品・別送品申告書]

- ・携帯品・別送品申告書 2 通提出
- ・別送品欄にチェック

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか？
 はい (備) いいえ

スタンプを押して1通をお戻ししますので荷物到着まで大切に保管してください。

別送品申告の手続きや内容について、分からないことがございましたら、お近くの税関職員にお尋ねください。



税関

カスタム君

「別送品」というのは、海外で買ったお土産などを、帰国時に携帯しないで、国際郵便などを利用して「別に送る品」のことだよ。

「インボイス」とは、品物の明細等を記載する送り状のことだよ。

販売店への依頼に加え、通関をお願いする日本の宅配便会社等への依頼も忘れないでね！